第38期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく

書面交付請求による交付書面に記載しない事項

①　事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②　計算書類の「株主資本等変動計算書」
③　計算書類の「個別注記表」

第38期（2022年11月１日から2023年10月31日まで）

株式会社　ビーアンドピー

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として2016年８月29日開催の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており（2022年3月改定）、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

①　取締役、委任型執行役員、雇用型執行役員（以下、委任型執行役員及び雇用型執行役員を総称して執行役員という。）及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　取締役、執行役員及び従業員がとるべき行動の規範を示した「年度経営計画書」を制定し、取締役、執行役員及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。

ロ　取締役会は、取締役、執行役員及び従業員が法令・定款等を遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。

ハ　取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。

ニ　代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。

ホ　取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ　取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

ロ　法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　「リスク管理規程」を制定し、社長執行役員の下、社長室が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。

ロ　各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

ロ　取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

イ　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名することができる。

ロ　監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑥　取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ　当社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。

ロ　当社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。

ハ　当社の取締役、執行役員及び従業員は、重要な法令や定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

ニ　当社の取締役は、上記ロ又はハの報告をしたことを理由として取締役、執行役員又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
ホ　監査役の職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ　代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
ロ　内部監査室は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び内部監査室に報告を求める。

⑧　財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、社長室を内部統制の担当部門とし、社長執行役員を委員長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑨　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
イ　当社は、2017年１月30日の取締役会にて決議された「反社会的勢力対応の基本方針」において反社会的勢力などと一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役、執行役員及び従業員の義務とする。
ロ　当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、当社の取引先についても確認を行うなど、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務執行
取締役会規程を制定し、取締役が法令並びに定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を17回開催し、原則として取締役及び監査役全員参加のもと、各議案について活発な意見交換の上で、審議、意思決定、業務執行状況の監督がなされております。

②　監査役の監査
監査役会規程を制定し、監査役の監査の実効性が確保されるよう徹底しております。当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役全員参加のもと、監査計画、監査実施状況、監査結果について活発な議論をしております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、各種書類の閲覧や役職員への質問を通じて業務執行の状況を監査しております。さらに、会計監査人、内部監査担当者と意見交換を行い、緊密に連携して監査を実施しております。

③　リスク管理
リスク管理規程、コンプライアンス規程を制定し、役職員がリスクを把握・管理し、コンプライアンス違反を抑止するよう徹底しております。また、社長室が従業員向けのコンプライアンス研修を年２回実施し、社内での啓蒙に努めております。

株主資本等変動計算書

（2022年11月１日から
2023年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本											純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
			自己株式処分差益			別途積立金	繰越利益剰余金					
2022年11月１日残高	286,000	276,000	9	276,009	2,500	840,000	1,517,569	2,360,069	△5,233	2,916,845	2,916,845
当事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△78,021	△78,021		△78,021	△78,021
当期純利益							300,001	300,001		300,001	300,001
自己株式の取得									△23,702	△23,702	△23,702
自己株式の処分			754	754					4,995	5,750	5,750
当事業年度中の変動額合計	－	－	754	754	－	－	221,979	221,979	△18,707	204,027	204,027
2023年10月31日残高	286,000	276,000	763	276,763	2,500	840,000	1,739,549	2,582,049	△23,941	3,120,872	3,120,872

（注）記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

①　仕掛品　　個別法による原価法

②　原材料・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。
ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～15年
機械及び装置	２～４年
工具、器具及び備品	４～８年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　ソフトウエア
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

のれん
10年間で均等償却しております。

顧客関連資産
効果の及ぶ期間（７年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金　　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社は、インクジェットプリントを主力としており、顧客との間に締結した販売契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する（引き渡す）義務があることを認識しております。

②　①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

当社は国内販売のみを行っており、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が、顧客との契約内容並びに出荷及び配送日数に照らして通常の期間であるため、出荷した時点で収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　87,549千円

⑵　識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は業績予想に基づき将来の課税所得を予測し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

業績予想については収益及び費用に関して過年度実績や策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮した仮定となっておりますが、経済動向等の不確実性が含まれているため、予想の前提条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

取締役・監査役に対する金銭債務　　144,267千円

主な内容は、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給決定に伴う長期未払金です。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　2,300,000株

⑵　当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　　15,288株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年1月26日定時株主総会	普通株式	78,021	34	2022年10月31日	2023年1月27日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年1月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	98,242	43	2023年10月31日	2024年1月29日

⑷　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　67,400株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,255千円
未払事業所税	891千円
賞与引当金	26,497千円
貸倒引当金	1,107千円
長期未払金	44,140千円
資産除去債務	3,981千円
譲渡制限付株式報酬	2,788千円
その他	1,891千円
繰延税金資産合計	88,552千円
繰延税金負債	
その他	△1,002千円
繰延税金負債合計	△1,002千円
繰延税金資産の純額	87,549千円

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。余裕資金につきましては安全性の高い短期的な現金及び預金で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。長期未払金については、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る債務であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理に関する社内規程に従い、営業債権について経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。営業債務である買掛金や役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る長期未払金について、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成更新することにより、流動性リスクを管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

①　2023年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	80,494	55,435	△25,059
資産計	80,494	55,435	△25,059

②　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
長期未払金	144,250

長期未払金については、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給に係る債務であり当該役員の退職時期が特定されていないことから、時価の算定が困難なため記載しておりません。

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	55,435	－	55,435
資産計	－	55,435	－	55,435

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

この時価は、賃借期間の将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づいた割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

７．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　1,365円98銭

⑵　１株当たり当期純利益　　130円64銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．収益認識に関する注記

⑴　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はインクジェットプリントを主力としており、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一時点で顧客に移転される財またはサービスから生じる収益であり、一定の期間にわたり顧客に移転される財またはサービスから生じる収益の重要性はありません。

よって、開示の重要性は乏しいため記載を省略しております。

⑵　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．重要な会計方針に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社では、顧客から代金を前受している重要な取引や、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引が無いため、記載を省略しております。